

国分グループ本社株式会社および関連会社の役員・従業員の皆さまへ

# グループ共済保険・医療保険

団体定期保険 (S51)

こども特約

新医療保障保険 (団体型)

手術特約/特定疾病給付特約/家族特約/家族手術特約/家族特定疾病給付特約

規模が大きいほどスケールメリットにより、保険料の負担が軽減されます。  
ぜひ、この機会にお申込みください。

福利厚生制度をもっと身近に。

## グループ保険の概要を動画でご案内します!!

グループ保険の概要や保障の備え方など、わかりやすくまとめた動画コンテンツをご用意しました。  
ご視聴いただき、ご自身のライフプランニングにぜひご活用ください。

スマートフォンやパソコンでご覧になれます

団体定期保険 (S51)



新医療保障保険 (団体型)



- ・二次元コードを読み取り (PDFの場合はクリック) すると、メットライフ生命保険株式会社のホームページへリンクします。
- ・動画配信サービスは2025年2月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

## グループ共済保険・医療保険の6つの特徴

- ① お手頃な保険料で、死亡保障、入院・手術保障を準備できます。
- ② ご退職により団体定期保険 (S51)・新医療保障保険 (団体型) を脱退された場合、個人保険へ無診査・無告知でご加入・ご変更できます。  
※所定の要件を満たすことが必要です。個人保険への加入・変更についてを参照してください。
- ③ 保険期間は1年で、毎年保障の見直しができます。
- ④ 配偶者・お子さまもお申込みになれます。
- ⑤ 医師の診査がなく、告知書の提出のみで簡単にお申込みになれます。
- ⑥ 商品付帯サービス「健康に関するサービス」を利用できます。  
女性相談コンシェルジュがあります。

**配当金があります!**

団体定期保険 (S51)、新医療保障保険 (団体型) はそれぞれ1年ごとに収支計算を行い剰余金があればそれぞれ配当金として還元されます。

保険金・給付金のお支払い状況などによっては配当金が0になる場合があります。

〈直近3年間の配当金個人還元率実績〉

| 年度     | 団体定期保険 (S51) | 新医療保障保険 (団体型) |
|--------|--------------|---------------|
| 2022年度 | 0            | 約0.3%         |
| 2023年度 | 約34%         | 約3%           |
| 2024年度 | 約54%         | 約5%           |

※1年間お払い込みいただいた保険料に上記還元率を乗じた金額が「配当金」となります。  
※将来のお支払いをお約束するものではありません。

申込締切日

毎月15日

効力発生日 (責任開始日)

申込締切日の翌月1日

申込書提出先 (お問い合わせ先)

国分ビジネスサポート (株)  
営業本部第一営業部保険代理店課  
TEL.03-5203-7850

詳しくは中面をご覧ください。→

# グループ共済保険

## 団体定期保険 (S51)

こんなにお役に立っています

保険金支払状況 (2024年度実績)

5,000,000円

(2024年2月1日～2025年1月31日現在)

配当金

剰余金が生じた場合は、  
配当金をお受取りになれます。

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっております。保険金のお支払状況などによっては配当金が0になる場合があります。

〈直近3年間の配当金個人還元率実績〉

| 年度     | 配当金個人還元率 |
|--------|----------|
| 2022年度 | 0        |
| 2023年度 | 約34%     |
| 2024年度 | 約54%     |

※1年間お払い込みいただいた保険料に上記還元率を乗じた金額が「配当金」となります。

※将来のお支払いをお約束するものではありません。

保険金額と月額掛金

| 対象  | 死亡保険金または高度障害保険金 | 月額掛金    |
|-----|-----------------|---------|
| 本人  | 2,700 万円        | 9,990 円 |
|     | 2,500 万円        | 9,250 円 |
|     | 2,000 万円        | 7,400 円 |
|     | 1,500 万円        | 5,550 円 |
| 配偶者 | 1,000 万円        | 3,700 円 |
|     | 700 万円          | 2,590 円 |
|     | 500 万円          | 1,850 円 |
|     | 300 万円          | 1,110 円 |
| 子ども | 200 万円          | 740 円   |
|     | 100 万円          | 370 円   |
|     | 300 万円          | 300 円   |
|     | 200 万円          | 200 円   |
|     | 100 万円          | 100 円   |

【掛金について】

- ①月額掛金は1人あたりの正規掛金で、年齢・性別に関係なく一律です。
- ②子どもの掛金は1人あたりの正規掛金です。
- ③月額掛金には保険金額100万円あたり、30円の制度運営費が含まれています。

グループ共済保険には掛金会社負担の全員加入部分があります。

- ・加入対象者  
国分グループ本社(株)、国分北海道(株)、国分東北(株)、国分関信越(株)、国分首都圏(株)、国分中部(株)、国分西日本(株)、国分九州(株)、国分フードクリエイティブ(株)、旭トラスフーズ(株)、国分ビジネスサポート(株)、国分ビジネスエキスパート(株)、(株)りゅうせき低温流通、伊吹運輸(株)の70歳6カ月までの役員・従業員
- ・保険金額  
50・100万円
- ・死亡保険金受取人  
被保険者の遺族(死亡保険金受取人は、労働基準法施行規則第42条～第45条に規定する被保険者の遺族となります。)
- ・高度障害保険金受取人  
被保険者本人

＜被保険者の同意確認＞

当制度は、役員・従業員に万一の事態が生じた場合に備え、会社が掛金を負担し、役員・従業員が被保険者となる保険制度です。加入申し込みにあたり、被保険者となるべき方全員に、被保険者となることに対する同意確認が必要です。本内容にご了解いただけない場合は、申込締切日までにお申し出ください。なお、【個人情報に関する重要事項】に関してご了解いただけない場合も、同様にお申し出ください。お申し出がない場合には、本内容および【個人情報に関する重要事項】にご了解いただいたものとして取り扱います。

保障内容

死亡したときに死亡保険金を、責任開始日以後の傷害または疾病によって高度障害状態になったときに高度障害保険金をお支払いします。

- ・高度障害状態とは【対象となる高度障害状態】のいずれかに該当した場合をいいます。
- ・保障はいずれも保険期間中に発生し、上記支払要件を満たしたものに限りです。

【ご注意】団体定期保険(S51)

次の場合には免責となり、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いできませんので、お申込みの際に、特にご注意ください。

- (1) 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
  - (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき(高度障害状態にさせたとき)
  - (3) 被保険者の故意で高度障害状態となったとき
  - (4) 保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(高度障害状態にさせたとき)
  - (5) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき(高度障害状態になったとき)(注)
- (注) その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ※「子ども特約」については、上記(2)は除きます。
- ※上記の他、告知義務違反による解除、重大事由による解除、その他の解除、詐欺による取消し、不法取得目的による無効、失効などの場合にも保険金はお支払いできません。
- ※上記は増額された場合の増額部分についても適用されます。

【対象となる高度障害状態】団体定期保険(S51)

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはしゃく機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## 加入資格

(健康状態等によっては、ご加入いただけない場合があります。)

本人：国分グループ本社(株)および関連会社の役員・従業員で、申込日現在健康で正常に就業している方、かつグループ共済保険は、年齢が14歳6カ月超～60歳6カ月以下(2025年2月1日時点)の方。医療保険は、年齢が14歳6カ月超～69歳6カ月以下(2025年2月1日時点)の方。  
配偶者：上記「本人」と同一戸籍に記載されている配偶者で、申込日現在健康に生活している方、かつグループ共済保険は、年齢が満18歳～60歳6カ月以下(2025年2月1日時点)の方。医療保険は、年齢が満18歳～69歳6カ月以下(2025年2月1日時点)の方。  
子ども：上記「本人」が扶養(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。)し、「本人」と同一戸籍に記載されていることも、申込日現在健康に生活している方、かつ年齢が2歳6カ月超～22歳6カ月以下(2025年2月1日時点)の方。なお、医療保険に申し込まれる場合、上記「本人」が加入する公的医療保険制度においてその被保険者の被扶養者であることが条件となります。加入資格のある子どもが2人以上いる場合は、その子どもを全員加入(全員同額)させてください。特定の子どもだけを加入させることはできません。

※加入資格を喪失した場合は、この保険から脱退となります。

※配偶者・子どものみで加入することはできません。

※配偶者・子どもの保険金額・入院給付金日額は、本人の保険金額・入院給付金日額以下となります。

※本人が脱退した場合には配偶者・子どもも脱退となります。

## 保険期間

2025年2月1日(責任開始日)～2026年1月31日までの1年間

中途加入の場合、申込日(毎月15日申込締切)の翌月1日～2026年1月31日となります。

## 保険料の払込み

毎月の給与から控除されます。

## 保険金・給付金受取人

- ・死亡保険金受取人は、それぞれの被保険者をご指定ください。
- ・高度障害保険金受取人は、それぞれの被保険者本人です。
- ・子どもの死亡保険金受取人は、加入資格に定める「本人」です。
- ・給付金(配偶者・子どもの給付金含む)受取人は、すべて加入資格に定める「本人」とします。

## 自動更新

一旦加入されますと、国分グループ本社(株)および関連会社の役員・従業員であれば、更新時の健康状態にかかわらず、グループ共済保険は

- ・60歳6カ月まで前年度の加入保険金額と同額以内で更新いただけます。
- ・60歳6カ月超～70歳6カ月まで、700万円を限度に前年度の加入保険金額と同額以内で更新いただけます。

配偶者の場合、上記本人の加入保険金額を限度に、

- ・60歳6カ月まで、前年度の加入保険金額と同額以内で更新いただけます。
- ・60歳6カ月超～70歳6カ月まで、700万円を限度に前年度の加入保険金額と同額以内で更新いただけます。

子どもの場合、上記本人の加入保険金額を限度に、前年度の加入保険金額と同額以内で22歳6カ月まで更新いただけます。

医療保険は

- ・70歳6カ月まで前年度の加入入院給付金日額と同額以内で更新いただけます。
  - ・70歳6カ月超～89歳6カ月まで、5,000円を限度に前年度の加入入院給付金日額と同額以内で更新いただけます。
- 配偶者の場合、上記本人の加入入院給付金日額を限度に、
- ・70歳6カ月まで、前年度の加入入院給付金日額と同額以内で更新いただけます。
  - ・70歳6カ月超～89歳6カ月まで、5,000円を限度に前年度の加入入院給付金日額と同額以内で更新いただけます。
- 子どもの場合、上記本人の加入入院給付金日額を限度に、前年度の加入入院給付金日額と同額以内で22歳6カ月まで更新いただけます。

## 税法上の取扱

(2025年2月時点)

- ※将来、税法等の改正により変更される可能性があります。
- 1.保険料(配当金があればそれを差し引いた額)は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。(所得税法第76条／地方税法第34条・第314条の2)
  - 2.相続人が受け取る死亡保険金は、「500万円×法定相続人の数」まで非課税です。(相続税法第12条)
  - 3.高度障害保険金・給付金は全額非課税となります。(所得税基本通達9-21)
- \*保険料とは、掛金より制度運営費を除いた額を指します。

## 配当金

この保険はそれぞれ1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合はそれぞれ配当金としてお返しする仕組みになっております。保険金・給付金のお支払状況などによっては配当金が0になる場合があります。

### 【加入対象会社名】

国分グループ本社(株)、国分北海道(株)、国分東北(株)、国分関信越(株)、国分首都圏(株)、国分中部(株)、国分西日本(株)、国分九州(株)、国分フードクリエイイト(株)、国分フレッシュリンク(株)、デリシャス・クック(株)、旭トラストフーズ(株)、ロジストラスト・パートナーズ(株)、国分ビジネスサポート(株)、国分ビジネスエキスパート(株)、新潟酒販(株)、(株)りゅうせき低温流通、(株)ナックス、ヤシマ(株)、伊吹運輸(株)

医療保険

新医療保障保険(団体型)  
手術特約/特定疾病給付特約/家族特約/家族手術特約/家族特定疾病給付特約

加入プランと月額保険料 [1入院支払限度の型：120日型]

| (単位:円)                  |                         | おすすめ<br>プラン<br>本人プラン<br>配偶者プラン |        |        |                         |        |        |         | 《オプション》(単位:円)  |        |         |  |
|-------------------------|-------------------------|--------------------------------|--------|--------|-------------------------|--------|--------|---------|----------------|--------|---------|--|
|                         |                         | 入院給付金日額                        | 3,000円 | 4,000円 | 5,000円                  | 6,000円 | 8,000円 | 10,000円 |                |        | 15,000円 |  |
| 手術給付金額                  |                         | 入院給付金日額の10・20・40倍(手術の種類に応じて)   |        |        |                         |        |        |         | 特定疾病<br>診断給付金額 | 50万円   |         |  |
| 年齢                      | 15～19歳(H17.8.2～H22.8.1) | 333                            | 444    | 555    | 666                     | 888    | 1,110  | 1,665   | 年齢             | 15～19歳 | 50      |  |
|                         | 20～24歳(H12.8.2～H17.8.1) | 453                            | 604    | 755    | 906                     | 1,208  | 1,510  | 2,265   |                | 20～24歳 | 50      |  |
|                         | 25～29歳(H7.8.2～H12.8.1)  | 531                            | 708    | 885    | 1,062                   | 1,416  | 1,770  | 2,655   |                | 25～29歳 | 130     |  |
|                         | 30～34歳(H2.8.2～H7.8.1)   | 591                            | 788    | 985    | 1,182                   | 1,576  | 1,970  | 2,955   |                | 30～34歳 | 235     |  |
|                         | 35～39歳(S60.8.2～H2.8.1)  | 636                            | 848    | 1,060  | 1,272                   | 1,696  | 2,120  | 3,180   |                | 35～39歳 | 335     |  |
|                         | 40～44歳(S55.8.2～S60.8.1) | 771                            | 1,028  | 1,285  | 1,542                   | 2,056  | 2,570  | 3,855   |                | 40～44歳 | 500     |  |
|                         | 45～49歳(S50.8.2～S55.8.1) | 912                            | 1,216  | 1,520  | 1,824                   | 2,432  | 3,040  | 4,560   |                | 45～49歳 | 755     |  |
|                         | 50～54歳(S45.8.2～S50.8.1) | 1,161                          | 1,548  | 1,935  | 2,322                   | 3,096  | 3,870  | 5,805   |                | 50～54歳 | 1,060   |  |
|                         | 55～59歳(S40.8.2～S45.8.1) | 1,512                          | 2,016  | 2,520  | 3,024                   | 4,032  | 5,040  | 7,560   |                | 55～59歳 | 1,355   |  |
|                         | 60～64歳(S35.8.2～S40.8.1) | 1,989                          | 2,652  | 3,315  | 3,978                   | 5,304  | 6,630  | 9,945   |                | 60～64歳 | 1,895   |  |
|                         | 65～69歳(S30.8.2～S35.8.1) | 2,625                          | 3,500  | 4,375  | 5,250                   | 7,000  | 8,750  | 13,125  |                | 65～69歳 | 2,715   |  |
|                         | 70歳(S29.8.2～S30.8.1)    | 3,594                          | 4,792  | 5,990  | 7,188                   | 9,584  | 11,980 | 17,970  |                | 70歳    | 3,745   |  |
|                         | 71～74歳(S25.8.2～S29.8.1) | 3,594                          | 4,792  | 5,990  | ※70歳～89歳は継続加入の方のみとなります。 |        |        |         |                | 71～74歳 | 3,745   |  |
|                         | 75～79歳(S20.8.2～S25.8.1) | 4,917                          | 6,556  | 8,195  |                         |        |        |         |                | 75～79歳 | 4,470   |  |
| 80～84歳(S15.8.2～S20.8.1) | 6,810                   | 9,080                          | 11,350 | 80～84歳 |                         |        |        |         |                | 5,740  |         |  |
| 85～89歳(S10.8.2～S15.8.1) | 9,276                   | 12,368                         | 15,460 | 85～89歳 |                         |        |        |         |                | 7,705  |         |  |

| (単位:円)  |                                  | こどもプラン                           |        |        |
|---------|----------------------------------|----------------------------------|--------|--------|
| 入院給付金日額 |                                  | 3,000円                           | 4,000円 | 5,000円 |
| 手術給付金額  |                                  | 入院給付金日額の10・20・40倍<br>(手術の種類に応じて) |        |        |
| 年齢      | 3～22歳(H14.8.2～R4.8.1)<br>(1人につき) | 459                              | 612    | 765    |

＜備考＞  
・被保険者の年齢は2025年2月1日時点の保険年齢です。保険年齢とは2025年2月1日時点の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6カ月を超えるものは切り上げて1年とし、6カ月以下のものは切り捨てます。  
例) 50歳7カ月⇒保険年齢で51歳となります。  
・上記保険料は、本人の被保険者数が100人以上299人以下の場合の正規保険料です。  
・保険料は年齢により異なります。(男女同一です。)

保障内容 (入院給付金日額5,000円+特定疾病診断給付金50万円の場合)

| 給付金の種類                                                   |                       |                                                                                       | このような場合にお支払いします！                    |                    | 下記の金額をお支払いします！                  |
|----------------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------|---------------------------------|
| 基本<br>プラン                                                | 入<br>院<br>給<br>付<br>金 | 疾病入院給付金                                                                               | 病気で入院した場合                           | 1入院のお支払い限度は120日です。 | 5,000円×入院日数                     |
|                                                          |                       | 災害入院給付金                                                                               | ケガで入院した場合                           | 1入院のお支払い限度は120日です。 | 5,000円×入院日数                     |
|                                                          | 手術給付金                 |                                                                                       | 所定の手術を受けた場合                         |                    | 5,000円の10・20・40倍<br>(手術の種類に応じて) |
| +                                                        |                       |                                                                                       |                                     |                    |                                 |
| (オプション)<br>特 定 疾 病<br>診 断 給 付 金<br><br>こどもプランは<br>対象外です。 | 悪性新生物診断給付金            | ガンの場合(ただし上皮内ガン、悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除く)<br>加入日(*)前後を通じて初めて<br>ガンと診断確定された場合<br>加入日以後91日目から保障開始 |                                     | 50万円               |                                 |
|                                                          | 急性心筋梗塞診断給付金           | 急性心筋梗塞の場合                                                                             | 60日以上労働の制限を必要とする<br>状態が継続したと診断された場合 | 50万円               |                                 |
|                                                          | 脳卒中診断給付金              | 脳卒中の場合                                                                                | 60日以上言語障害などの後遺症が<br>継続したと診断された場合    | 50万円               |                                 |

(\*) 加入日とは、(家族)特定疾病給付特約にご加入された最初の責任開始日をいいます。  
・お支払いに関する詳細については、【給付金のお支払いについて】をご覧ください。 ・この保険には死亡保険金はありません。  
・オプションのみの加入はできません。基本保障とセットでお申込みください。

# 個人保険への加入・変更について (脱退者への取扱)

- ・グループ共済保険について  
本制度に2年を超えて継続加入後、加入資格の喪失等\*により脱退する場合、脱退後1カ月以内であれば、無診査・無告知で脱退前の主契約保険金額（メットライフ生命の引受割合分）の範囲内で、メットライフ生命の個人保険に加入することができます。なお、個人保険の取扱規定に準じますので、お取り扱いできない場合もあります。ご希望の方はお問い合わせください。  
\*退職または継続可能年齢の超過による脱退をいいます。
- ・医療保険について  
本制度に2年を超えて継続加入後、加入資格の喪失等\*により脱退する場合、脱退前1カ月以内であれば、無診査・無告知で脱退前の入院給付金日額の範囲内で、メットライフ生命の新医療保険へ変更することができます。なお、新医療保険の取扱規定に準じますので、お取り扱いできない場合もあります。ご希望の方はお問い合わせください。  
\*退職または継続可能年齢の超過による脱退をいいます。  
(注) 入院給付金日額は、2年を超えて継続している部分が5,000円以上であることを要します。

## 退職後の継続加入取扱いについて

- ・グループ共済保険について  
退職（転籍出向等）により、国分グループ本社（株）および関連会社に所属しないことになった役員・従業員およびその配偶者で、退職等の直前に被保険者であった場合は、引続き年齢70歳6カ月まで更新できます。ただし、加入保険金額は退職等の直前の加入保険金額以下かつ年齢60歳6カ月を超える方は700万円を限度とします。（こどもも年齢22歳6カ月まで更新できます。）なお、掛金は年一括払いとなり給与控除はできません。その他詳細については国分ビジネスサポート（株）へ照会ください。なお、保険期間の途中において退職される場合は、その残余期間分の掛金を一括前納された場合に限り、その期間が終了するまでの間は保障され、かつ配当金があればお受け取りになります。（本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。本人が退職後も継続して加入する場合に配偶者・こどもの継続加入を取り扱います。）
- ・医療保険について  
退職（転籍出向等）により、国分グループ本社（株）および関連会社に所属しないことになった役員・従業員およびその配偶者で、退職等の直前に被保険者であった場合は、引続き年齢89歳6カ月まで更新できます。ただし、加入入院給付金日額は退職等の直前の加入入院給付金日額以下かつ年齢70歳6カ月を超える方は5,000円を限度とします。（こどもも年齢22歳6カ月まで更新できます。）なお、保険料は年一括払いとなり給与控除はできません。その他詳細については国分ビジネスサポート（株）へ照会ください。なお、保険期間の途中において退職される場合は、その残余期間分の保険料を一括前納された場合に限り、その期間が終了するまでの間は保障され、かつ配当金があればお受け取りになります。（本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。本人が退職後も継続して加入する場合に配偶者・こどもの継続加入を取り扱います。）

## その他（医療保険）

### 【給付金のお支払いについて】

| 給付種類        | 支払事由                                                                                                                        |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 疾病入院給付金     | 責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に治療を目的として入院を開始したとき                                                                             |
| 災害入院給付金     | 責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、保険期間中（ただし、不慮の事故の日から起算して180日以内）に治療を目的として入院を開始したとき                                            |
| 手術給付金       | 責任開始日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、治療を目的に保険期間中に所定の手術をしたとき                                                             |
| 悪性新生物診断給付金  | 責任開始日から起算して90日を経過した日の翌日以後（責任開始日から90日間は保障されません）、保険期間中に初めて（加入日前後を通じて初めてとします）上皮内ガン・皮膚ガン（悪性黒色腫を除く）以外の悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき |
| 急性心筋梗塞診断給付金 | 責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に虚血性心疾患のうち急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき                 |
| 脳卒中診断給付金    | 責任開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき                  |

- \*入院・手術は医療法に定める日本国内にある病院・診療所（ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。）またはそれと同等と認められる日本国外の医療施設における入院または手術に限りま。
- \*お支払いの対象となる疾病入院給付金と災害入院給付金の1入院に対するお支払いの限度はそれぞれ120日分で、通算してそれぞれ1,000日分が限度となります。お支払いの限度は更新前後を通算します。なお、支払事由に該当する入院を2回以上され、その原因が同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めたときで、退院日の翌日（災害入院の場合は「事故の日」）からその日を含めて180日以内に次の入院を開始した場合は1入院とみなします。この場合、「医学上重要な関係」とは病名が違っていても医学上特に関連があるとされる一連の疾患をいいます。（例）高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患など
- \*疾病入院給付金と災害入院給付金は重複してお支払いいたしません。
- \*悪性新生物診断給付金・急性心筋梗塞診断給付金・脳卒中診断給付金のお支払いは、（家族）特定疾病給付特約の保険期間（更新前後を通算します。）を通じて、それぞれ1回となります。
- \*責任開始日から起算して90日を経過した日の翌日より前に悪性新生物（上皮内ガン、悪性黒色腫以外の皮膚ガンを除く）と診断確定され、悪性新生物診断給付金が支払われない場合、診断確定日からその日を含めて6カ月以内に保険契約者から申し出があったときは、その該当被保険者の（家族）特定疾病給付特約を無効とします。
- \*「労働の制限を必要とする状態」とは、「軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態」をいいます。
- \*脳卒中とは、脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞を指します。
- \*同時に2種類以上の手術を受けられた場合、給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。
- \*単なる縫合（傷口を縫う）処置、皮膚の良性腫瘍の摘出術、手足の指の骨折手術などお支払いの対象にならない手術があります。対象となる所定の手術については、「ご加入のみなさまへ（重要事項）」をご参照ください。

- ・次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
  - (1) 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除されたとき
  - (2) 団体（契約者）から引受保険会社に保険料のお払込みが行われずご契約が失効したとき
  - (3) 次のいずれかにより、支払事由に該当したとき
    - ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失（注1）
    - ・その被保険者の犯罪行為によるとき
    - ・その被保険者の精神障害を原因とする事故
    - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
    - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
    - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
    - ・その被保険者の薬物依存によるとき（災害入院給付金を除きます。）
    - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱（注2）
- (注1) 家族特約、家族手術特約に加入されている場合には、その主契約の給付金受取人の故意または重大な過失によるときにも、給付金のお支払いはできません。
- (注2) その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社は、その程度に応じ、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- \* (1) (2) (3) は手術特約、家族特約、家族手術特約にも適用します。また (1) (2) は特定疾病給付特約・家族特定疾病給付特約にも適用します。
- \* 左記の他、重大事由による解除、その他の解除、詐欺による取消し、不法取得目的による無効などの場合にも給付金はお支払いできません。
- \* 左記は増額された場合の増額部分についても適用されます。
- ・法令等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の内容を変更することがあります。

必ず、「ご契約内容(契約概要)・特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」および「ご加入のみなさまへ(重要事項)」(医療保険のみ)を熟読いただき、この保険(保障の内容・金額等)がご自身のご意向に合致しているかご確認のうえお申込みください。

【契約内容登録制度のご案内】  
新医療保障保険(団体型)にご加入された場合、生命保険制度が健全に運営され、入院給付金等の支払いが正しく確実に行われるよう、被保険者名、入院給付金日額等が一般社団法人生命保険協会に登録されます。

【生命保険募集人について】  
生命保険募集人は、お客様と保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して、保険会社が承諾したときに有効に成立します。

【お知らせ】  
保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、年金額などが削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構(Tel:03-3286-2820)までお問い合わせください。なお、生命保険契約者保護機構に関すること以外のご質問については、引受保険会社へお問い合わせください。

【個人情報に関する重要事項】  
この保険の運営にあたっては、保険契約者は加入対象者(被保険者)の氏名、性別、生年月日、健康状態等(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、引受保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。保険契約者は提出された個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。各引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務の目的で利用(注1)します。また、引受保険会社は、保険契約者、他の引受保険会社、外国を含む再保険会社(注2)、募集代理店を含む委託先、および共同利用を行うグループ会社に、上記の利用目的の範囲内で個人情報(本保険以外で引受保険会社が知り得る情報を含みます。)を提供します。なお、この他法令に根拠があるときは、上記にかかわらず、個人情報を提供することがあります。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。  
(注1) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。  
(注2) メットライフ生命保険株式会社が個人情報を提供する外国の再保険会社の所在国は、米国、EU、英国、シンガポール等になります。メットライフ生命保険株式会社は、信用リスク等のさまざまな情報を踏まえて再保険会社を決定しております。現時点で移転先が決定していないため、移転先の外国の名称および移転先が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について情報提供を行うことができません。最新情報はメットライフ生命保険株式会社ホームページwww.metlife.co.jpに記載しています。

- ＜その他＞
- (1) 死亡保険金受取人の個人情報の取り扱いについて  
指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取り扱いについての同意を取得してください。
  - (2) 事業所を経由する場合の個人情報の取り扱いについて  
個人情報が、この保険の運営上、加入対象者の所属する事業所を経由して保険契約者へ提出される場合、または保険契約者からその事業所へ個人情報が提供される場合は、その事業所は提出された(提供された)個人情報を、保険契約者と同様に取り扱います。

## 商品付帯サービス コンシェルジュダイアルのご紹介

グループ共済保険・医療保険のご加入者は、次のサービスが受けられます。

### 健康に関するサービス

#### 健康生活サポートダイアル

身体や心の悩みについて相談したい

#### 治療時のサポートダイアル

治療や専門医の情報を知りたい

#### 早期発見サポートダイアル

病気の予防や検査について相談したい

#### 治療中・治療後のケアダイアル

治療中や治療後の悩みを解決できるサポートが知りたい

#### 女性相談コンシェルジュ

女性ヘルスカウンセラーが女性特有の身体や心のお悩みにお応えします  
女性のみご利用いただけます

#### 商品付帯サービスの共通注意事項

- これらのサービスは、2025年2月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- メットライフ生命が委託ないし提携する各サービス会社が提供します。保険契約による保障とは異なります。
- サービスにより生じた損害・損失については、メットライフ生命では責任を負いかねます。
- ご利用の際には諸条件があり、ご要望に沿えない場合がありますので、詳細はサービス利用時にお問い合わせください。
- サービス対象者は、被保険者およびその配偶者と1親等以内のご家族です。一部のサービスにおいては、被保険者のみが対象となります。
- サービスについての詳細および最新情報は、メットライフ生命のホームページでご確認ください。

#### 治療中・治療後のケアダイアルの注意事項

- メットライフ生命の募集人およびコールセンターは各種サービスの詳細な内容や申込方法などのご案内を行っておりません。「治療中・治療後のケアダイアル」にお問い合わせください。

#### 女性相談コンシェルジュの注意事項

- 相談内容により対応する専門デスクが異なるため、各デスク対応時間内におかけ直しをお願いする場合があります。
- 電話受付は男性のオペレーターが対応する場合があります。また、ご相談内容によっては女性ヘルスカウンセラーから転送され、男性の専門家にご相談に応じることもあります。
- ご利用の際の諸条件は対応する専門ダイアルまたは専門デスクにより異なります。

お問い合わせ先(生命保険募集人)



メットライフ生命保険株式会社

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町1-1-1 METLIFE日本橋本町ビル

築地エージェンシーオフィス

シニアエグゼクティブコンサルタント

Plan Smart<sup>TM</sup>認定リーダー(マネーセミナー講師)

日本FP協会会員ファイナンシャルプランナー/MDRT成績資格終身会員COT

森 健二 AG.mori.kenji@metlife.co.jp

TEL 03-5203-5931 FAX 03-5202-9004

携帯 090-4013-0377

引受保険会社



メットライフ生命保険株式会社

〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3

東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー

SOMPOひまわり生命保険株式会社

第一生命保険株式会社

上記引受保険会社はご加入者の保険金額のうち、それぞれの引受割合(2025年2月1日時点)による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。なお、新医療保障保険(団体型)についてはメットライフ生命保険株式会社のみが100%引受します。

引受割合  
＜事務幹事＞ 70%

引受割合  
20%  
10%